

意見書第4号

「健康保険証」の継続を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和5年12月4日提出

提出者

香芝市議会議員

中井政友

賛成者

香芝市議会議員

青木恒子

## 「健康保険証」の継続を求める意見書（案）

政府は2024年（令和6年）秋に、マイナンバーカードを健康保険証の機能をもたせた「マイナ保険証」に一本化し、現行の健康保険証を廃止しようとしている。マイナンバーカードをめぐるのは、マイナ保険証に別人の情報がひも付けされた事例や、公金受け取り口座の誤登録、住民票の写しなどのコンビニ交付サービスで別人の証明書が発行されるなどのトラブルが続出している。こうした中で健康保険証を廃止すれば、患者が保険資格を証明できずに窓口で10割負担を求められるケースや、別人の医療情報に基づく誤った診断や薬の処方危険性も指摘されている。さらに、寝たきりや認知症、一人暮らしの高齢者、心身に障害を持つ方々は、十分な対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、生命にかかわる危険な事態に発展しかねない。誰もが安心して医療が受けられる「国民皆保険制度」の土台を揺るがす重大問題である。政府は、マイナンバーカードを持たない人には「資格確認書」の発行をすることをしているが、マイナ保険証を持たない人をどう特定するか、自治体や保険組合に新たな負担や手間がかかる。そもそも、同一の個人識別番号を複数の行政機関で利用し、各行政機関が持つ情報を1枚のカードにひも付けして健康保険証として利用できる国は、主要7か国（G7）で日本だけである。個人情報を守る点からも大きな問題がある。誰もが安心して医療を受けることのできる社会保障制度を維持するため、「健康保険証」を継続することを国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

奈良県香芝市議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	鈴木淳司	殿
厚生労働大臣	武見敬三	殿
デジタル大臣	河野太郎	殿